

「ゴミ対策に協力を」

6月から新しい条例になります

大村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

清掃法が全面改正 になりました

住みよい町づくりで、たいせつなことは、毎日捨てられるゴミの処理対策です。

品物が豊富になり、消費生活が活発になればなるほど、ゴミは際限なくふえます。

そこで、今の実態を解決するために、従来の清掃法が全面的に改正され、本市の条例も全面的に改正し、来る六月一日から施行されます。

おもな改正点

① 今まで「汚物」と言っていたものが「廃棄物」となり、しかも、これが、一般廃棄物（主として、家庭から出るゴミやし尿）と産業廃棄物（主として事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、原料として使用した動物、植物に係る固形状の不用物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、鋳さい、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物、動物のふ

ん尿、動物の死体など）に分けられ、一般廃棄物については、市が処理しますが、産業廃棄物については原則として事業者自ら処理しなければならぬことになりました。



② 事業者（工場、事務所、店舗、飲食店、学校、病院、旅館などで民営、公営の施設

を含みます）は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、できるだけ自らの責任において適正に処理しなければならぬことになりました。

③ 土地や建物の占有者や管理者は、ゴミ容器や便所の周囲の清潔を保つとともに、自己の所有または管理するあ

き地や田畑などに廃棄物を捨てないよう、また雑草の処理などをして適正な管理に努めることになりました。

④ ゴミ容器や便所には危険物、土砂、がれき、その他収集に支障があるもの（劇毒物、ガラスなど。スプレーの缶には穴をあける。串類は折って束ねるなどの配慮を）を入れないよう、またゴミ容器に入れる場合燃えにくいものは分別して袋に入れ、容器の下に新聞紙を敷くなどして収集しやすいよう、ご協力をお願いします。

⑤ 市で処理する区域（し尿は市長が許可した業者の代行）は従来特別清掃地域と言っていたものを処理区域と言いかえおおむら五十戸以上の集落のある所を処理区域とします。（この区域は後日告示し、市政だよりに掲載）

⑥ 産業廃棄物の中で市の埋立地で処理を取り扱うものは別に告示するものに限りませんが、このことは該当する事業者と連絡するとともに、次号に掲載する予定です。

不法投棄は絶対に しないように

みだりにあき地、河川、公共の場所、地先海面などに廃棄物を捨てると、五万円以下の罰金に処せられます。不法投棄をしないよう、とくにご協力ください。

ゴミ処理手数料の 改正（六月分から）

① 一般世帯（世帯人員が十人以下のもの）を対象とするものは従来通り月額三十円ですが、共同処理（共同ゴミ容器やダストシュート方式のもの）は従来月額二十円でしたが、一般世帯の場合と同額の月額三十円に改正になります。

② 一般世帯以外の事業所等（世帯人員十人をこえる場合を含む）を対象とするものは、一事業所につき月額六十円となります。

③ ただし、以上の場合はあくまで一月の搬出量が、百五十キログラムまでのものでこれ以上の場合、超過量五十キログラムにつき十円の加算

料金を、市が認定して徴収します。

④ 土地または建物の占有者が、一般廃棄物を自ら市の指定する焼却場に搬入した場合は手数料はいりません。

し尿処理手数料の 改正（六月分から）

従来、一回の収集量が、三百六十リットル以上の大口収集の場合は、十八リットルにつき二十二円でしたが、六月一日以降は一般世帯あるいは一般世帯以外の事業所などを対象とする場合と同様、十八リットルにつき二十八円に改正になります。（この料金は十八リットル単位です）

今後の対策について

① 各町内単位に集積所を設け、缶類、ビン類、ガラス類、家具、建具、電気製品、せん定した植物、雑草、その他不用になった家庭用品類など（不燃物といえます）を少なくとも月に一回一定の日に収集する方式を六月から実施する予定です。持ち出し場所、日時については各地区町務連絡員のかたにお願いし、

協議のうえ決めます。

② ゴミ焼却炉と、し尿処理施設を、昭和四十七年度中に着工し、昭和四十八年度中

に完成する予定です。

③ 他市では「ゴミを売らない、買わない、作らない運動」が展開されております。

協力をください。ゴミの減量について、再生利用できるものや、不用品回収業のかたへ処分するなど

白バラの一票 豊かな生活

若者の手にある明日の日本

日本の未来をつくる若人の一票

— 新成人が選挙啓発塔を寄付 —

今年一月十五日に新成人となられた人たちは、特に有権者となる自分たちの声として

広く社会に選挙の重要さをうったえるため新成人者のカンパによって選挙啓発のための

塔は高さ六メートル、幅一メートルの三角柱のものに「日本の未来をつくる若人の一票」「若者の手にある明日の日本」「白バラの一票豊かな生活」の三つの標語を黒ペンキで書き込んだものです。

今後の市の選挙啓発推進運動のためにじゅうぶん活用させていただきます。



『司法の民主化』

検察審査会を利用しましょう

新しい憲法のもとに、日本を明るくするため「司法の民主化」という使命を持つのが検察審査会です。気軽に、審査会を利用しましょう。

こんな場合

どうしたら

詐欺、おどし、交通事故などの被害にあって、警察や検

察庁に訴えたが、検察庁がその事件を裁判にかけてくれない。どうも納得できないなどの不満をもっているかたはありませんか。そんなかたは、泣き寝入りしないで、検察審査会に相談してください。

長崎検察審査会事務局
長崎市万才町九番二十六号
長崎地方裁判所内
電話(代) 〇六一五一

で、検察官の不起訴処分に不服のあるかたは、だれでも審査の申し立てをすることができます。費用はいりません。このようなかたは、次の場所に気軽に相談ください。

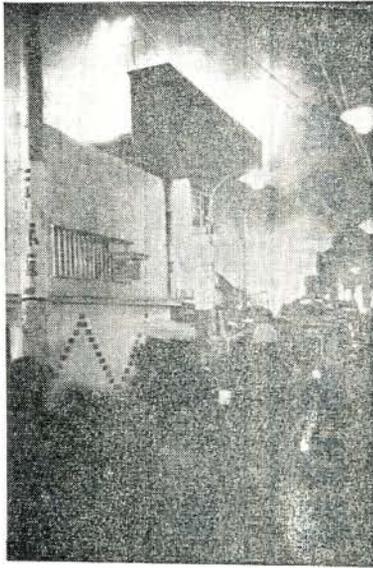
にぎわった切手展

市制三十周年記念



大村郵趣会(会長宮田伸也会員数四十三名)では、市制三十周年を記念して、四月二十二日、二十三日、大村郵便局で切手展を開き六百人あまりの観覧者でにぎわいました。出品者四十三名、出品切手五千八百枚、リーフが五百十六枚と、今までの最高で特に沖繩復帰を祝しての沖繩切手と、小学生の合作になる大村市の展望は、未来の大村市を切手で飾り、観覧者の話題をよびました。

大村郵趣会は、皇太子ご成婚を記念して昭和三十四年に発足し、毎月一回の例会や、年一回の展示会など活発な運動を行なっています。



下波止の火災 (二月十二日)

『火の元になりたくないね お母さん』

▶▶ 春の火災予防 ◀◀

野山に海に、行楽シーズンも最盛期となりましたが、みなさん、外出する時の火の元点検は大丈夫でしょうか。
最近では空気が非常に乾燥して大火となりやすい季節です「火の用心」をもう一度考え直して見ましょう。

- 一、たばこの投げ捨て、寝たばこの防止
- 二、外出時、おやすみ前の火の元点検
- 三、安全な野焼き、火入れをしましょう(消防署への届出もおこたりなく)
- 四、バケツ一杯の水のくみ置き

お父さんの日記帳
今日も火の元異常なし

赤ちゃん誕生のお祝金

4月1日生まれから

赤ちゃん誕生のお祝金については、前号でもお知らせしましたが該当者は、福祉事務所で手続きをしてください。

◆支給要件
◆昭和四十七年四月一日以降に生まれた赤ちゃん
◆保護者が本市に引き続き一

赤ちゃん誕生のお祝金については、前号でもお知らせしましたが該当者は、福祉事務所で手続きをしてください。

◆支給金額 赤ちゃん一人につき二千元

◆受給手続、誕生後一カ月以内に、母子健康手帳を提示し、支給申請書を出してください

福祉年金所得状況届は

5月20日まで

国民年金

国民年金の福祉年金(老齢障害、母子)を現在受けている人、また、受ける資格はあるが、現在支給停止になっている人は、毎年五月に「福祉年金所得状況届」を提出しなければならぬことになっていますので、五月二十日まで保険年金課、または、もより

の出張所で手続きをとってください。

なお、現在受給中の人は五月の支給分を郵便局で受領された後にこの手続きをとってください。

この手続きをしないと、今後の支給が遅れることがありますので提出期限を厳守してください。

県の敬老年金申請

5月31日まで

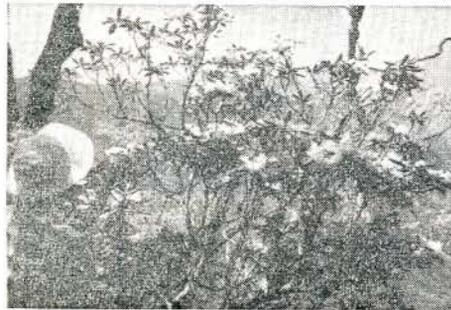
今年(昭和四十七年)は支給年齢が満八十二歳に引き下げられましたので四月一日現在で満八十二、八十三、八十四歳(明治二

今年(昭和四十七年)は支給年齢が満八十二歳に引き下げられましたので四月一日現在で満八十二、八十三、八十四歳(明治二

今年(昭和四十七年)は支給年齢が満八十二歳に引き下げられましたので四月一日現在で満八十二、八十三、八十四歳(明治二

郷土の文化財

五カ原岳のツクシ
シヤクナゲ群落



五カ原岳から多良岳に至る歌人、吉井勇が昭和十一年多良根一帯にツクシシヤクナゲ

が群生し、五月上旬、ピンクの優雅な花が咲きにおう。シヤクナゲ類はツツジ科の植物で、世界中にあり、とくに北半球に多いが、ツクシシヤクナゲは南日本の特産であり、同類中もっとも美しく世界に誇りうる名花です。

昭和三十二年、県の天然記念物に指定されたが最近、心ない人々によって、盗木など荒されているので、美しい自然を守るため、みなさんのご協力をお願いします。

なかに来ぬ
うつしよのこと
いかで思わん

5月日曜当番医

日	診療科目	医院名	所在地	電話
7日	内外科 整形外科 内科	南野医 松尾外 松永整 沢田形 院	西三城	3-3731
			東三町	2-3331
			並並	2-4300
			瀬瀬	5-7603
14日	小児科 内産科 小産科 婦人科	藤井医 出口小 後藤産 渡邊婦 院	東本町	2-8878
			諏訪	2-2252
			並並	2-6015
			一ノ郷	5-8546
21日	内内科 内内科 内科・外科	寺井医 岡中 田原医 院	玖島町	2-9574
			東三城	2-3000
			乾馬場	2-2724
			竹松	5-8427
28日	産婦人科 内整形科 内外科	長野病 松永医 牟田整 利医 院	東三城	2-2107
			乾馬場	2-2943
			乾馬場	2-4501
			一ノ郷	5-8517

■日本脳炎の予防接種
 該当者(1)三歳以上の者
 (2)生後六カ月以上三歳未満
 の者で特に接種を希望する
 者

禁忌者 心臓病、じん臓病、
 かつけ、結核、糖尿病の者
 病後衰弱者、虚弱者、妊娠
 婦、有熱者、胸腺淋巴体質
 者、その他医師が接種を行
 なうことが不適当と認める
 疾病にかかっている者

初回免疫者 二回接種
 追加免疫者 一回接種
 料金 一人一回 百四十円
 料金免除者
 (1)生活保護世帯に属する者
 (2)昭和四十六年度の市県民税
 が非課税の世帯に属する者
 該当者は、接種当日生活保

日本脳炎予防接種実施予定表

接種会場	第1回	第2回
市役所		
黒木小学校	5月16日	5月30日
三浦診療所		
竹松本町公民館	5月17日	5月31日
福重出張所		
古町公民館	5月18日	6月1日
萱瀬出張所		
宮小路公民館	5月19日	6月2日
諏訪公民館		
植松保育園	5月23日	6月6日
市民会館		
松原出張所	5月24日	6月7日
市立病院		
東大村小学校		
鈴田出張所		

※時間はいずれも14時～15時30分

おしらせ

注射と検診

■青年学級を開きます
 市教育委員会は、青年のた

社会教育だより

実施日	実施場所	実施時間
5月9日	鈴田出張所	9:30～11:00
5月11日	三浦出張所	13:30～15:00
5月12日	竹松出張所	9:30～11:00 13:00～15:00
5月16日	福重出張所	9:30～11:00
5月17日	松原出張所	9:30～11:00

※5月11・12日は乳幼児検診のみ

■婦人学級を開きます
 各コースとも六月上旬から
 来年二月まで開設します。
 希望者は五月二十日までに

五月の妊婦及び乳幼児検診

萱瀬地区の検診は、中止し
 ます。

内容 調理実習、生活知識、
 レクリエーション、その他
 開講日 毎月第一・三水曜日
 午後六時～午後八時
 開講場所 中地区公民館(西大村に五
 月開館)
 対象 女子青年 四十名
 経費 実習費は個人負担
 両講座とも、五月十五日ま
 でに、市社会教育課へ申し込
 んでください。定員に達する
 と締め切ります。

青年団体、グループなどの

青年団体、グループなどの
 リーダー
 中央公民館で開設するもの
 午後七時～午後九時
 開設場所 中央公民館
 対象 四十名

青年学級を開きます

青年学級を開きます
 青年団体、グループなどの
 リーダー
 中央公民館で開設するもの
 午後七時～午後九時
 開設場所 中央公民館
 対象 四十名

希望者は五月二十日までに

中地区住民センター

西大村出張所が移転—5月20日ごろ
 中地区公民館を新設

希望の中地区住民センター 転します。
 は五月十日ごろ完成の予定で、また新しく中地区公民館が
 すが、同センターへは、西大 設置されます。
 村出張所が五月二十日ごろ移

希望者は五月二十日までに

各地区婦人会か市社会教育課

各地区婦人会か市社会教育課
 (③四一—二四五)へお
 申し込みください。
 受講料はいりません。
 中央公民館で開設するもの
 午前の部 十時から二時間
 ◎料理コース
 毎月 第二水曜日
 ◎コラスコース
 毎月 第二・四水曜日
 ◎茶道コース(B組)
 毎月 第二・四水曜日
 ◎木彫コース
 毎月 第一・三水曜日
 ◎社会学級
 毎月 第二水曜日
 ◎生活学校
 毎月 第三水曜日
 ◎健康教室(五十歳以上)
 毎月 第四水曜日
 ◎若いミセス学級

希望者は五月二十日までに

中地区公民館を新設

中地区公民館を新設するもの
 ◎料理コース
 毎月 第三土曜日
 ◎読書コース
 毎月 二十五日
 ◎読書コース
 毎月 第二水曜日
 ◎茶道コース(A組)
 毎月 第二・四金曜日
 ◎茶道コース(B組)
 毎月 第二・四金曜日
 ◎洋裁コース
 日時 毎週 水曜日 午後一
 時三十分から二時間
 場所 滝野高等洋裁学校
 ※くわしくは市社会教育課へ

催しもの

5月26日～29日

大村市美術展 作品募集

市制三十周年記念と、中地区住民センターの完成を祝し第十二回大村市美術展を次の要領により開催します。

主催 市美術協会・市教育委員会・県文化団体協議会
期間 五月二十六日～二十九日

会場 中地区公民館(中地区住民センター・古町本通り自衛隊より左側)

出品要領
▲洋画 F十号(45.5cm×33cm)以上とし、額縁に入れること。一人一点

▲日本画(含南画) 大きさ(45.5cm×33cm)以上として表具をつける。条幅は半折以上として表装する。
一人二点まで

▲書道 日本画の部に同じ
▲写真 全紙大とし、わく張りまたは台紙をつけること
一人二点まで。

▲商業美術 模造紙全紙大とし、わく張りまたは台紙をつけること。

つけること。一人一点。
▲彫塑工芸 竹・木工芸・陶芸・染色関係で陳列に便利でかつ安全な体裁にする。

▲版画 洋画部の体裁に準ずる
出品資格
市内に住所を有する一般市民(小、中学生は除く)

ただし職場が市内にある通勤者はこれに準ずる。

出品申込みおよび手数料

所定の申込書に手数料を添え五月二十日までに社会教育課へ申し込むこと。手数料は各部ごとに一人二百円

出品搬入
五月二十四日～二十五日午前中までに中地区公民館へ

出品搬出
五月二十九日市展終了後会場、それ以後は責任を負いません。
審査 行ないません。
参観料 無料
くわしくは社会教育課へ

その地

競艇用モーターボートの払い下げ

◆ボート、エンジン組、二十五艇
◆ボートのみ、二十五艇(ボートはハイドロプレーン、エンジンはヤマト)
払い下げ価格
◆ボートエンジン組、二万八千円
◆ボートのみ、六千円(付属金具付き)

大村部隊創隊20周年記念大運動会

陸上自衛隊大村部隊では、創隊二十周年記念大運動会を次のとおり盛大に行ないます
市民のみなさん、多数お出かけください。
日時 五月三日(祭日)午前九時～午後三時半
(小雨決行)
場所 陸上自衛隊大村部隊実施内容
○仮装行列
○展示演習(六一式戦車など)
○中隊対抗競技
○音楽演奏

五月の実弾射撃予定 池田射撃場

◆一日から六日まで
◆八日から十二日まで
◆十五日から十九日まで
◆二十二日から三十一日まで

ご寄付ありがとうございました

- 社会福祉事業費へ
 - ◎中里郷の本村末雄さんは、亡母タキさんの忌明けに当たり金一封を
 - ◎杭出津三区の大坪ユキミさんは、亡父鶴松さんのご存命中の謝恩のため金一封を
 - ◎東三城町の東利子さんは、亡夫健二郎さんの忌明けに当たり金一封を
 - ◎大村警察署の後藤重義さんは会議出席の費用弁償金を
 - ◎富ノ原郷共立ハドソン大村工場のみなさんは、献血に
- 協力された遺族のかたから受けられた謝礼金を
 - ◎水主町の黒田千恵子さんは亡夫義郎さんの忌明けに当たり金一封を
 - ◎小佐古の久田康徳さんは、亡父三之助さんの忌明けに当たり金一封を
 - ◎池田郷の若松強さんは、亡母長江さんの忌明けに当たり金一封を
 - ◎徳泉川内郷の古賀松二さんは、亡父喜佐一さんの忌明けに当たり金一封を
- 身体障害者団体連合会へ
 - ◎竹松郷の久保正治さんは、亡母ルイさんの忌明けに当たり金一封を
 - ◎弥勤寺郷の沢田昭五さんか福重小学校へ
- 中央保育所へ
 - ◎古町六区の沢ナオエさんはレコード絵本十一枚ほかを市立清和園へ
- △諏訪住宅神原弥一さん雑誌十九冊 △長崎県モーターボート選手会大村支部、二万八千円 △大村福祉会代表者岩永満子さん三万円 △小佐古川添静さん三万円 △鈴木老人クラブ、みかん十六キロ、餅十一キロ △本経寺、餅三十四キロ、みかん十六キロ △西大村婦人会、三千元、
- △松原婦人会、三千元、おこし三・五キロ △中央婦人会、三千元 △水田子供会、千八百円、餅十キロ、みかん六キロ △三城婦人会、三千元、餅、みかん十五キロ △妙宣寺婦人会、みかん十キロ、餅十二キロ △西本町川添貞雄さん、みかん十キロ △西本町岩永満子さん、清酒二本、菓子三十袋 △桜馬場中嶋茂敏さん一万円 △大村農協、雑誌四冊 △乾馬場長寿会、餅五キロ △萱瀬青年団、毛糸編肩掛十一枚 △古町住宅北山ヒサノさん、中山セイさん雑誌三十冊 △玖島郷植田和彦さん西日本新聞一カ月間 △池田住宅九区吉田政夫さん、ヘルスマット二枚

○即売会